



三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課
編集／三原市本郷人権文化センター
所在地／三原市本郷北3丁目16番10号
電話／0848-86-3333
FAX／0848-86-3407

人権って何？

私たち一人一人は、「誰もが幸せに暮らしたい、人間らしく生きたい。」という権利を持っています。この権利は、不当に侵されたり、差別されたりすることのない永久の権利として、憲法で保障されています。しかし、現実の社会では、さまざまな偏見や差別により人権が著しく侵害されるなど、この基本的人権が完全に保障されているとはいえません。



この権利を社会全体で守り、尊重することによって、すべての人々が平和に、自由に暮らせる社会が築かれます。すべての人が生まれながらに(等しく)持つ権利、それが「人権」です。

本郷人権文化センターでは、「人権が尊重されたまちづくり」を進めるため、年4回講演会や講座を開催します。身近な問題から一人一人の人権について考える学習会です。内容、日時等は決まり次第センターだよりでお知らせします。
【開催予定時期】 ○講演会・・・ 7月、12月、2月 ○みんなで考える人権講座・・・11月

「インターネット人権相談」もご利用ください

市では対面や電話で相談しづらい幅広い悩みに対応するため、インターネット上の専用フォームから人権相談を受け付けています。

【相談の流れ】 相談無料、匿名での相談も可能です。 ※個人間のトラブルへの直接の介入はできません。

- ① インターネット上の専用フォームに相談内容を入力してください。
- ② 相談内容を人権相談員が確認し、メールで相談者に回答を送信します。
- ③ 相談者からのメールの返信があれば、人権相談員が再度回答します。

【相談内容の例】

虐待・いじめ・部落差別（同和問題）・性差別・高齢者差別・外国人差別・障害者差別
ハラスメント・インターネット上の誹謗中傷・犯罪被害の相談 など



相談専用フォーム

登録型本人通知制度へ登録を！

「登録型本人通知制度※」とは、

※代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本などの交付請求があった場合に、交付を拒否し、交付の可否を確認する制度ではありません

三原市に住民票や本籍のある人が事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を事前登録者に郵送でお知らせする制度です。これは、住民票等の不正請求や、不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

登録する方が増えると抑止力も高まります。ぜひ、登録をしてください。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

くわしくは、市民課戸籍係 Tel0848-67-6175へ



市HP

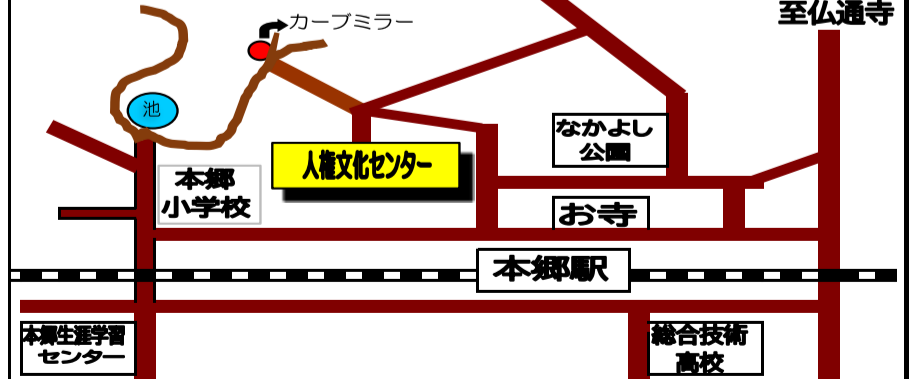
人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談してください。



- とき 土・日・祝日は除く 10時～16時
- ところ 三原市本郷人権文化センター
- 電話 0848-86-3333

三原市本郷人権文化センター略図



本郷小学校北の丘に緑の屋根の建物があります
道が入り組んで屋根も見えづらいので気をつけてお越しください 至国道2号

人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例が2023年10月1日に施行されました。

【第2回】

すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例【前文】

人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自分の意思で生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利で、私たちの先人たちが築いてきたとても大切な財産です。

日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことを定めています。また、世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であることをうたっており、これらは共に人類普遍の原理です。しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。

すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができる、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

※ 市民の皆さまや事業者の方と共に、人権尊重の理解と認識を深め、取り組むため、めざす姿や基本理念などを共有する条例を定めました。



人権条例2次元コード

★きょうは何の日？ 4月 人権カレンダー

4月7日 世界保健デー



世界保健デーは、世界保健機関(W H O)が設立された1948年4月7日に(WHO憲章)を記念して設けられ、全ての人の健康増進・保護に向けて世界の国々が協力し合うことや、健康や医療に関する啓発を行うことを目的としています。憲章では、健康とは完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念または経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つであると記載しています。WHOでは、保健関連の社会情勢に合わせた活動テーマを毎年発表しており、世界中の多くの国でさまざまな健康のためのイベントが行われています。今年のテーマは、「My health, my right(私の健康、私の権利)」です。